

園内での事故対応



<事故を発見した職員>

- ・近くの職員に知らせる。
- ・事故の発生状況を把握する。
- ・応急手当をする。

<他の職員>

- ・園長へ報告する。
- ・他の児童が不安にならないよう体制を整える。

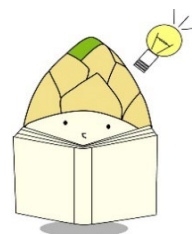
当日

病院に連れていく
必要性の有無を判断
・及び区への報告を行う

<園長、主任保育士、看護師など>

- ・複数人で児童の状態を確認する。
- ・保護者に状況を説明する。

状態の確認は必ず複数人で！
判断に迷う場合は、**病院に連れていきま
しょう。首から上の打撲などは、病院に連れ
ていくことを基本とします。**



必要あり

必要なし

- (かかりつけ医を確認する。)
- ・タクシーなどで園が連れていく。
(緊急の場合は、救急車を呼ぶ。)

- ・けがに応じた手当をする。

当日

記録の作成

- ・事故発生時の状況を記録する。
- ・発生後の対応経過を時系列に沿って記録する。
※振り返りのために、5W1Hをおさえる。
(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)

当日

保護者対応

- ・把握している事実を正確に伝える。
- ・丁寧に謝罪する。
- ・帰宅後、保護者に連絡して、児童の様子を確認する。

保護者への報告は、
第1報も含め、正確に
かつ速やかに行いま
しょう。
いつ、どこで、だれ
が、どのように・な
ぜ、どの程度のけが
か、どんな対応をし
ているか、保護者には
何をしてほしいか
(受診等の承諾や、
お迎え、病院での待
ち合わせ等) 等

原則当日

事故報告書の作成
(第1報)

- ・事故報告書を作成し、所在区のこども家庭支援課へ提出する。
 - ・作成にあたっては報告書様式に添付された注意事項等を確認すること。
- 【事故報告書の作成が必要なケース】

- ① 死亡事故
- ② 重傷事故(治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明)
- ③ 置き去り・行方不明
- ④ 個人情報の紛失や流出、不審者の侵入、盗難
- ⑤ 異物混入(給食に異物が混入した場合)・誤飲・誤食
- ⑥ ①②に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故

※「重傷事故を除く消費者事故(被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがある場合)」についても報告してください。

- ・職員会議を開き、事故の原因分析と再発防止策の検討をする。
- ・話し合われたことを記録し、全職員に周知する。

事故の振り返り